

神奈川県環境影響評価制度の見直しについて
質疑応答整理票

令和6年10月28日

質疑応答整理票

凡例 R6③:令和6年度第3回

【神奈川県環境影響評価制度の見直しについて】

令和6年度第4回

番号		課題・質問・意見等		事務局回答・対応
1	R6 ③	・ 提案内容については、異論はない。		
2	R6 ③	・ 鋼索鉄道と索道の提案内容を確認したい。 現状、鋼索鉄道と索道が同じ柱となっているが、これを分けて、鋼索鉄道については鉄道と同じ規模要件にする。索道については甲・乙地域は全事業を対象とし、その他の地域は適用除外とする。そのような理解でよいか。	R6 ③	・ その理解とは少し違って、鋼索鉄道と索道のどちらの事業も、甲・乙地域については全事業をそのまま残して対象とする。ここは改正しない。 その他の地域だけ、鋼索鉄道は鉄道と同じ規模要件とし、索道は全部対象外とする。
	R6 ③	・ 鋼索鉄道と索道は分けないということか。現行の表の3番を、3番と4番に分けることはしないということか。	R6 ③	・ 分けないで3番のままである。甲・乙地域は全事業なのは同じで改正せず、その他の地域だけ要件を変える。
	R6 ③	・ その他の地域だけ、鋼索鉄道は線路の延長1キロメートル以上となり、索道は対象外になるとということか。	R6 ③	・ そうである。
3	R6 ③	・ 表の表記方法は、どのようになるか。3番の鋼索鉄道・索道の建設を変えずに、規模等の部分を全事業となるのか。それとも線路の延長1キロメートル以上と、鉄道と合わせた記載になるのか	R6 ③	・ 条例施行規則の別表の具体の規定については、法務部門との調整によるが、3番というカテゴリーは変えずに、その他の地域の鋼索鉄道は1キロメートル以上、索道は対象外と読めるようにしたい。7番の電気工作物の建設も、1つのカテゴリーの中で火力や水力の規模を一文で規定しており、同様の規定を考えている。
	R6 ③	・ 3番のカテゴリーは変えず、その他の地域について変更するという事で理解した。		